

税証明書等郵送申請書

岡山県美作市長 殿 令和 年 月 日

申請者	住所		
	氏名	TEL	
証明等の対象者	住所		
	フリガナ		
	氏名 申請者と同じなら記入不要		
対象者との続柄	本人・夫・妻・子・孫・父・母・祖父・祖母・その他（ ）		

証明が必要なものに☐を記入 申請事項

項目	証明書種類	年度	部数	証明等手数料
市県民税	☐ 所得証明書（個人）			1 件 300 円
	☐ 課税証明書（ ☐ 個人 ☐ 世帯 ）			
固定資産税 地籍図等 表下の事項も ご記入ください	☐ 資産証明書			1 件 300 円
	☐ 評価証明書			
	☐ 課税証明書（公課証明書）			
	☐ 固定資産課税台帳（名寄帳）の 閲覧又は写しの交付			
	☐ 地籍集成図（サイズ：A 3 以下）			
	☐ 図根点座標地一覧表			
	☐ 一筆地形図			
	☐ 住宅用家屋証明申請			1 件 1, 300 円
納税証明書	☐ 住民税			1 件 300 円
	☐ 固定資産税			
	☐ その他（ ）			
☐ 完納証明書 （市税に滞納がないことの証明）				1 件 300 円
その他	☐ 軽自動車税納税証明書(継続検査用) ナンバープレート ()			無料
	☐ 社会保険料納付額証明書			
	☐ 法人営業（所在地）証明書 (業務内容)			1 件 300 円
	☐ その他証明 (内容)			

- ◆ 固定資産税関係証明・地籍図が必要な場合は以下をご記入ください。
- ☐ 所有物件のすべてについての証明等が必要
 - ☐ 特定の物件について証明等が必要（下に地番を記入）
（美作市 ）

使用目的	☐ 金融機関提出 ☐ 年金等申請 ☐ 扶養認定等 ☐ 登記申請 ☐ その他（ ）
申請者 本人確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 免許証 ☐ 保険証等 ☐ 在留カード ☐ その他（ ）

※代理人による申請の場合は、下記の委任状と代理人の確認書類が必要です。

委任状	私に関する上記申請事項について、上記申請者に委任します。			
	令和 年 月 日	住所		印
		氏名		

★必ず裏面（2枚目）の同封物・注意事項を確認してください★

同封物

※郵送申請書に以下の3つのものを同封してください※

- 交付手数料 合計金額分の定額小為替（切手、収入印紙での納付不可）
- 返信用封筒 切手を貼付け、申請者の住所・氏名を記入したもの
- 申請者の本人確認ができる書類の写し（軽自動車税納税証明書・地籍図の申請の場合は不要）

注意事項

- ・証明書は、申請者本人・本人と同じ世帯の方について申請可能ですが、以下の申請する場合は委任状が必要となります。
 - ① 申請者本人と世帯が異なる人の証明 → 証明対象者
 - ② 法人の証明 → 法人
 - ③ 死亡している人が所有している資産税の証明 → 相続人
- ・委任状には、委任者の住所・氏名（法人の場合は、所在地、名称、代表者の職・氏名）を記載し、委任者本人の印（法人の場合は、代表者印または会社名が確認できる会社印）を必ず押してください。
- ・代理人が郵送により申請をする場合は、代理人の本人確認書類が必要です。
- ・軽自動車税納税証明書・地籍集成図の申請は、本人以外の方でも申請いただけますので、委任状を記載する必要はなく、本人確認資料の添付も不要です。
- ・お送りいただいてから、お手元に届くまで、少なくとも1週間程度かかります。
- ・申告が必要な場合など、証明をすぐに発行できないことがあります。その際にご連絡させていただきますので、あらかじめご了承ください。

- ・市県民税（所得・課税）証明書には年度があります。
 - 例）令和3年1月1日～12月31日の所得の証明が必要な場合は、令和4年度の市県民税（所得・課税）証明書を申請してください。
- ・市県民税（所得・課税）証明書は、原則として1月1日時点で住民票がある市町村で発行できます。
- ・その年度の市県民税（所得・課税）証明書は、毎年6月1日以降から発行できます。
- ・美作市に所得の申告をされていない方については、市県民税（所得・課税）証明書が発行できません。申告をされていない場合は、申告をされたからの発行となります。
- ・死亡者の固定資産については戸籍謄本などの死亡者と相続人との続柄を確認するための書類が必要です。（申請者が相続代表者として美作市に届け出ている場合は不要です。）
- ・市税納付後2週間以内に納税証明書を請求する場合は、必ず領収書の写しを同封してください。